

平成19年度
放課後児童クラブ運営基準点検
(H19.10.1現在)

	伊奈町	三芳町	毛呂山町	越生町	滑川町	嵐山町	小川町	ときがわ町	川島町	吉見町	鳩山町	横瀬町	皆野町	長瀬町	小倉野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町	香居町	麩西町	北川辺町	大利根町	宮代町	白岡町	富岡町	栗橋町	富士町	杉戸町	松伏町	町村部 計
H19.10.1現在 点検クラブ数	4	4	2	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	2	2	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	3	5	5	93

6 障害児の入室に関するもの

		0																															
Q47	受け入れの対象となる障害児																																
	(1) 障害者手帳、療育手帳を所持している児童又は専門機関において障害と判定された児童	クラブ数	4	2	2	2	0	3	2	2	0	2	1	1	0	2	1	0	0	0	2	5	2	1	0	4	5	3	0	3	5	0	54
	(2) 他の児童と同様に放課後児童クラブの入所要件を満たしている児童	クラブ数	4	2	2	2	0	3	3	2	0	2	1	0	2	1	0	1	2	2	5	2	0	0	4	5	3	0	3	5	2	58	
	(3) 事業主体(市町村、事業者)が入室を認めた児童	クラブ数	4	4	0	2	0	1	2	1	1	0	1	1	2	1	1	0	1	1	4	0	0	0	3	5	3	1	3	5	1	48	
Q48	入室の判定																																
	(1) 入所判定に当たっては、障害児及びその保護者の立場に立ち、入室判定を行っている	クラブ数	0	4	2	2	0	2	3	2	1	2	0	1	1	2	1	0	1	2	3	5	1	1	0	4	5	3	2	0	5	3	58
	(2) 児童の入室を判定するため、入室判定会議を開いている	クラブ数	0	4	2	2	0	1	2	1	2	0	0	1	1	1	1	1	2	2	5	0	1	0	1	0	1	1	0	5	2	39	
	(3) 入室に対する判定結果は、保護者あてに通知している	クラブ数	4	4	2	2	1	1	3	1	1	2	0	1	1	2	1	1	1	3	5	1	1	0	4	5	3	1	0	5	4	61	
	(4) 入室を承諾しない場合は、その理由を付して通知している	クラブ数	0	4	2	2	0	1	3	1	1	2	0	1	0	2	0	1	2	2	1	0	1	0	4	5	3	1	0	5	3	48	
Q49	障害児指導員の資格																																
	(1) 保育士	人数	0	4	0	1	0	1	4	5	0	0	1	2	0	2	0	0	1	0	0	2	1	0	4	8	0	2	0	0	0	38	
	(2) 小学校教諭・中学校教諭・高校教諭・幼稚園教諭	人数	1	4	0	0	0	0	4	6	0	1	1	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	3	0	4	16	0	2	0	1	0	47
	(3) 児童指導員、母子指導員	人数	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6
	(5) その他障害児の指導に関する専門知識を有している者	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	
	(5) その他	人数	0	4	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	13	
Q50	関係機関との連携																																
	保護者と連絡先等を協議し、必要がある場合には、関係機関に相談や助言を行っている	クラブ数	4	4	2	2	0	3	3	2	1	1	1	0	0	2	1	0	2	2	5	1	0	1	0	4	5	2	2	3	1	1	55

7 緊急時の対応に関するもの

Q51	事故・事件																																
	登室後において、クラブ周辺での事故や事件が発生した場合のマニュアルが整備されている	クラブ数	0	0	0	0	2	3	3	1	1	0	2	1	0	1	2	0	1	1	5	5	0	1	0	4	5	0	0	0	5	1	44

8 学校・地域との関わりに関するもの

Q52	学校・地域等との連携																																
	(1) 学校との連携に努めている	クラブ数	4	4	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	2	2	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	3	5	4	92	
	(2) 地域との連携に努めている	クラブ数	0	4	2	2	2	5	2	2	0	2	1	0	2	1	1	1	1	7	5	2	1	0	1	0	3	2	0	5	1	57	
	(3) 関係機関との連携に努めている	クラブ数	4	4	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	2	2	1	2	3	6	5	2	2	4	4	5	3	2	3	5	4	89	
Q53	地域住民への施設開放																																
	クラブ室を使用していない時間帯などを、施設、場所、時間帯等についてクラブと協議の上、地域住民等の活動の場所として提供している	クラブ数	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	5

9 苦情処理に関するもの

Q54	苦情処理																																
	(1) 苦情受付担当者が決められている	クラブ数	0	4	2	2	0	0	2	0	0	1	0	1	1	2	0	1	0	0	3	5	1	0	1	3	0	0	0	3	5	0	37
	(2) 第三者委員が選任されている	クラブ数	0	4	2	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	(3) 苦情解決の仕組みが入室案内などで保護者に周知されている	クラブ数	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	

10 指導員の研修に関するもの

Q55	研修の周知等																															
	(1) 市町村、県、県連協が行う研修について、指導員に周知している	クラブ数	4	4	2	2	3	7	2	2	2	2	1	1	1	2	1	2	3	8	5	2	2	4	4	5	3	3	0	5	4	88
	(2) 研修受講者は、受講報告を行い、すべての指導員に周知している	クラブ数	4	0	2	2	3	5	2	2	2	2	0	1	1	2	0	2	1	7	5	2	2	4	4	0	3	2	0	5	2	69
Q56	研修の出席状況																															
	(1) 県主催(県連協との共催を含む)研修の参加者数	人数	14	3	6	3	0	7	19	0	4	4	0	2	1	2	0	1	3	7	15	8	8	2	4	4	2	9	0	10	10	148
	(2) 市町村主催研修の参加者数	人数	17	0	6	0	0	4	32	0	0	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0	89
	(3) 県連協主催研修の参加者数	人数	0	3	6	0	0	6	13	0	4	6	4	0	0	0	2	0	1	11	37	8	8	0	0	3	4	12	0	0	0	128

11 自己点検に関するもの

Q57	自己点検																																
	(1) 日常点検表等により、毎日の点検を行っている	クラブ数	0	4	2	0	2	3	2	0	2	1	2	1	0	2	1	0	1	3	4	5	0	0	1	4	5	1	1	3	5	1	56
	(2) 施設・設備点検表等により、毎月の点検を行っている	クラブ数	0	0	2	0	2	3	1	0	2	0	2	1	0	1	0	0	1	0	4	0	0	0	0	4	0	0	1	0	5	1	30
	(3) 放課後児童クラブ調査点検表等により、毎年の点検を行っている	クラブ数	0	0	2	0	2	3	1	1	2	1	2	0	0	2	0	0	1	5	4	1	2	0	4	0	3	1	0	5	0	42	